

令和5年度 奈良県高齢者虐待防止研修 募集要項

1 目的

この研修は、高齢者虐待防止法第20条において要介護施設等の責務として規程される、「要介護施設の設置者又は要介護事業者がその従事者等に対して実施する研修」の企画・運営を支援することを目的として実施します。

2 実施主体

奈良県（委託先：奈良県社会福祉士会）

3 日時及び場所

奈良県社会福祉総合センター 研修室BC（橿原市大久保町320-11）

●令和5年12月21日（木）午後1時30分～午後4時40分

●令和6年1月16日（火）午後1時30分～午後4時40分

※両日とも午後1時15分より受付開始します。

※同内容の研修を2回実施します。どちらか一方にお申込みください。

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

4 受講対象者及び定員

●受講対象者：要介護施設等における管理職、リーダー級職員など

（当該研修は、受講後に自施設で伝達研修を行っていただくことが目的ですので、指導的立場にある方を優先して申し込んでください。）

●定員：両日とも各70名

5 受講決定

●受講の決定通知は、登録されたメールアドレスに通知します。

●定員を超える申し込みがあった場合、要介護施設等のうち下記の対象施設を優先します。また、その他事業所内の受講者の有無や事業所内優先順位を勘案のうえ決定します。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、複合型サービス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院

6 受講費用

無料

7 申込方法

令和5年12月11日（月）までに下記URLまたはQRコードから申し込んでください。それぞれ、参加希望日ごとにURL（QRコード）が異なりますので、ご注意ください。

送信後、自動的に送信済みの案内が届きますので、届かない場合は再度送信をお願いします。

令和5年12月21日（木）

<https://forms.gle/vVaYGLrBi4e7bHba9>



令和6年1月16日（火）

<https://forms.gle/zufJwsVJkhv4ZmhT9>



8 新型コロナウイルス感染症に係る留意事項

- ① 研修当日、37.5度以上の発熱や濃厚接触者とみなされる場合は研修を受講いただけません。
※受付時に症状を確認し、上記に該当する方は研修を受講できない場合があります。
- ② 研修当日は以下のとおり、感染対策を実施するためご協力をお願いいたします。
 - ・会場内ではマスクを着用してください。
 - ・手洗い、アルコール消毒液による手指消毒を行ってください。
 - ・休憩時間や昼食時、マスクを外した状態での会話はお控えください。

【担当】奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課 生きがいきづくり推進係 山口
TEL：0742-27-8041

【研修内容、申込に関する問い合わせ先】

〒634-0061 橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター5階
一般社団法人奈良県社会福祉士会 担当：青柳
TEL(0744)48-0722 FAX(0744)48-0723
※土日祝日を除く、10時～15時30分